

秋田県人口戦略部 男女共同参画推進課企業表彰について

以下に関するいずれかの取組が顕著な企業を表彰します！

- ①女性活躍の推進や従業員の仕事と家庭・子育ての両立に向けた職場づくり
- ②結婚を希望する独身者への出会い・結婚支援

募集期間：2026年6月30日(火)まで

「わが社こそ」「この会社こそ」という企業のご応募、ご推薦をお待ちしております！

表彰の対象

県内に本店又は主たる事務所を置く企業、県内に支店又は従たる事務所を置く企業

※「企業」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

- ①会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社
 - ②社会福祉法人、医療法人、一般（公益）社団・財団法人、中小企業等協同組合、特定非営利活動法人その他の法人格を有する団体
 - ③中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者に該当する個人
- ※県内に支店又は従たる事務所を置く企業にあっては、以下に掲げる者からの推薦があった場合に限り、

- ①県内市町村の長
- ②あきた女性の活躍推進会議の会員
- ③秋田県男女共同参画センターの指定管理者の長
- ④あきた結婚支援センター長
- ⑤あきたF・F推進員
- ⑥①～⑤のほか、知事が必要と認める者

表彰の名称

- (1)秋田県女性活躍・両立支援企業表彰
- (2)あきたの出会い・結婚応援企業表彰

選考基準

次ページ以降をご覧ください。

応募・推薦方法

応募・推薦調書に必要事項等を記載し、メール、郵送又は持参により提出してください。

提出期限：2026年6月30日（火）

（様式は「美の国あきたネット」、「あきた女性の活躍応援ネット」、「いっしょにねっと。」からダウンロードできます。）

表彰の制限（詳細は、表彰実施要綱をご確認ください。）

- (1)上記のいずれかの表彰を受賞したことがある企業は、同一の表彰への応募・受賞はできません。
- (2)同一年度に受賞できる表彰は1つのみです。

お問い合わせ、応募・推薦調書提出先

秋田県男女共同参画推進課

（住所）〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

（電話）018-860-1555（E-mail）persons@pref.akita.lg.jp

秋田県女性活躍・両立支援企業表彰

表彰要件

- (1) 女性の能力の活用や、仕事と育児・家庭の両立支援等における取組が顕著であること。
- (2) 女性活躍推進法又は次世代法に基づき一般事業主行動計画を策定し、届出していること。

選考基準(詳細は、表彰実施要綱をご確認ください。)

(1) 基準日(令和8年6月1日)から起算して、過去3年間継続して女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画に掲げる取組を実施しているとともに、基準日が行動計画の計画期間に含まれるものであること。

(2) 行動計画に定めた目標について、新たな制度の導入や措置の実施、定量的な数値目標の達成又はその数値の改善が見られるなど、取組の成果が顕著であること。

(3) 男女ともに働きやすい職場づくりに関する取組を実施し、かつ次のア又はイのいずれかを満たし、その成果が優れたものであること。

ア 女性の能力の活用に関する取組について、次の(i)から(vi)に関連するいずれか1項目以上の取組を実施していること。

- (i) 女性の管理職(係長相当職以上※1)への登用
- (ii) 女性の非正社員から正社員への転換
- (iii) 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分※2間の転換((ii) に掲げるものを除く。)
- (iv) 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用
- (v) おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用
- (vi) その他女性の能力の活用について上記に類する取組

イ 仕事と育児・家庭の両立支援に関する取組について、次の(i)から(v)に関連するいずれか2項目以上の取組を実施していること。

- (i) 男性の育児休暇取得率が50%以上であること
- (ii) 男性の家事・育児参画を推進するための継続的な取組
- (iii) 女性の育児休暇取得率が100%であること
- (iv) 次の(a)～(c)のいずれかを実施していること
 - (a) 所定外労働の削減のための措置
 - (b) 年次休暇の取得の促進のための措置
 - (c) その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- (v) 仕事と育児・家庭の両立支援に関する取組に関し、(i)～(iv)に掲げる取組以外の独自の取組を実施していること

(4) 県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあつては、取組の独自性や特筆すべき成果等を有すること。

(5) 女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援等に関する方針や目標、取組の現状などを開示していること。

(6) 今後、女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援等に関する取組が一層推進していくことが期待できるものであること。

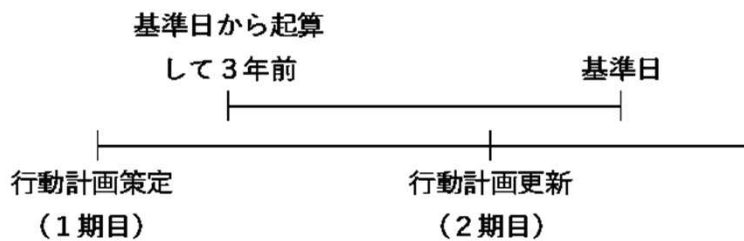
(7) 過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。

※1：係長相当職以上…総務、人事、営業、製造、技術、検査等において係員等を指揮、監督する仕事に従事する者

※2：雇用管理区分 …職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分であって、当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているもの

例：総合職、一般職、契約社員、パートタイム労働者 等

(注) 「過去3年間継続して」とは、下図のように、行動計画を2期以上に渡って策定し、継続して行動計画に基づく取組を実施している場合を含む。



令和7年度表彰の様子

あきたの出会い・結婚応援企業表彰

表彰要件

- (1)結婚を希望する独身者に対する出会いと結婚の支援に関する取組が顕著であること。
- (2)一般社団法人あきた結婚支援センターの会員団体又はすこやかあきた出会い応援隊に登録される企業であること。
※ただし、結婚相談やお見合い、結婚の斡旋等を主たる収益事業としている企業は対象となりません。

選考基準(詳細は、表彰実施要綱をご確認ください。)

- (1)一般社団法人あきた結婚支援センターの「会員団体※1」又は「すこやかあきた出会い応援隊※2」として基準日(令和8年6月1日)に登録される企業であること。
- (2)基準日から起算して、過去3年間継続して次のアからカに掲げる取組を2つ以上実施し、基準日現在でその成果が顕著であること。
 - ア 独身従業員の出会いの機会の創出を目的に、自社又は他企業等と交流会その他の行事の開催を毎年複数回行っていること。
 - イ 結婚を希望する従業員が、その希望をかなえるために行う活動等に要した費用に対し、助成する制度を設け、かつ、支給実績があること。
 - ウ 従業員が結婚した場合に、結婚祝い金等を給付する制度を設け、かつ、支給実績があること。
 - エ 独身者を対象とした出会いイベントの開催を毎年複数回行っていること。
 - オ センターに関する情報をはじめとして、県内における出会いイベント・結婚支援等の情報を独身者に広く周知していること。
 - カ 独身者の出会いや結婚の支援に関し、アからオに掲げる取組以外の独自の取組を実施していること。
- (3)県内に支店、従たる事務所又は営業所を置く企業にあつては、取組の独自性や推進されることが期待できるもので
- (4)今後、結婚を希望する独身者に対する出会いと結婚の支援に関する取組が一層推進されることが期待できるものであること。
- (5)過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。

- ※1 会員団体 . . . 独身従業員の出会いや結婚を応援するためセンターに登録している企業等
- ※2 すこやかあきた出会い応援隊 . . . 結婚を希望する独身者に対し、出会いの機会を創出するためセンターに登録し、出会いイベントや婚活スキル向上セミナー等を開催する企業等



令和7年度表彰の様子